

訪問看護サービス

重要事項説明書（医療保険）

利用者： _____ 様

事業者：一般社団法人 つぐみ _____

事業所：つぐみ訪問看護ステーション _____

訪問看護重要事項説明書（医療保険）

指定訪問看護事業者 一般社団法人 つぐみ

当事業所が提供する訪問看護サービスについての相談・苦情窓口

訪問看護ステーション名：つぐみ訪問看護ステーション

電話：06-6777-1334 FAX：06-6777-9929

管理者：吉岡 睦美

ご不明な点は、お気軽におたずね下さい。

1. 事業所の概要

事業所名	つぐみ訪問看護ステーション
所在地 (連絡先及び電話番号)	大阪府大阪市東住吉区照ヶ丘矢田 1 丁目 10-2 Tel 06-6777-1334 Fax 06-6777-9929 緊急連絡先 吉岡携帯 070-3234-2077
事業所番号	2760890539
サービス提供地域	大阪府全域

2. 事業所の職員体制等

職 種		従事する業務	人 員
管理者		業務全般の管理	1 名
内 訳	看護師	日勤・夜勤	31 名（常勤 4 名 非常勤 27 名）
	准看護師		0 名（常勤 名 非常勤 名）
	理学療法士		0 名（常勤 名 非常勤 名）
	作業療法士		0 名（常勤 名 非常勤 名）
事 務 員			0 名（常勤 名 非常勤 0 名）

3. 営業時間

サービス提供日および時間	【365 日】 24 時間（オンコール対応含む）
--------------	--------------------------

4. 運営の方針

- (1)訪問看護の実施に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図るとともに利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。
- (2)事業の実施に当たっては、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。

5. サービスの内容

- (1)「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。
- ① 病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持
 - ③ 食事及び排泄等日常生活の世話 ④褥瘡の予防 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア
 - ⑦認知症の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理
 - ⑩その他医師の指示による医療処置
- (2)事業者は、利用者の病状等を考慮し訪問の日程を提案し、訪問看護サービスを提供します。

6. 訪問看護料金表（医療保険）

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額で下記の通りです。
- ※利用者負担金は毎月月末締めとし、翌月 20 日までに請求書を発行、送付致しますので、請求書記載の期日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。
- (2) 健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合（1～3割）により算定します。
- ・介護保険から医療保険への適用保険変更
- 介護保険の要支援、要介護認定を受けた方でも、次の場合（＊1）は、自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更になります。

＊ 1

- (1)厚生労働大臣が定める疾病等の場合

- ①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症 ③重症筋無力症 ④スモン
- ⑤筋萎縮性側索硬化症 ⑥脊髄小脳変性症 ⑦ハンチントン病 ⑧進行性筋ジストロフィー症
- ⑨パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、及びパーキンソン病（ホエーン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害がⅡ度またはⅢ度の者に限る））
- ⑩多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）
- ⑪プリオン病 ⑫亜急性硬化全脳炎 ⑬ライソゾーム病 ⑭副腎白質ジストロフィー
- ⑮脊髄性筋萎縮症 ⑯球脊髄性筋萎縮症 ⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- ⑱後天性免疫不全症候群 ⑲頸髄損傷 ⑳人工呼吸器を使用している場合

- (2) 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合

- (3) 主治医より精神科訪問看護指示書が交付された場合

◇基本料金明細

		金額	基本利用料(利用者負担金)		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費(Ⅰ) (1日につき) (保健師、助産師、看護師による場合)	週3日まで	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
	週4日目以降	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
訪問看護基本療養費(Ⅰ) (1日につき) (准看護師による場合)	週3日まで	¥5,050	¥505	¥1,010	¥1,515
	週4日目以降	¥6,050	¥605	¥1,210	¥1,815
緩和・褥瘡・人工肛門・人工膀胱ケアの専門看護師(月1回を限度)		¥12,850	¥1,285	¥2,570	¥3,855
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合		¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665

* 同一建物内の複数(2人)の利用者に同一日に訪問した場合

訪問看護基本療養費(Ⅱ) (1日につき) (保健師、助産師、看護師による場合)	週3日まで	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
	週4日目以降	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
訪問看護基本療養費(Ⅱ) (1日につき) (准看護師による場合)	週3日まで	¥5,050	¥505	¥1,010	¥1,515
	週4日目以降	¥6,050	¥605	¥1,210	¥1,815
緩和・褥瘡・人工肛門・人工膀胱ケアの専門看護師(月1回を限度)		¥12,850	¥1,285	¥2,570	¥3,855
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合		¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665

* 同一建物内の複数(3人以上)の利用者に同一日に訪問した場合

訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者)(1日につき) (保健師、助産師、看護師による場合)	週3日まで	¥2,780	¥278	¥556	¥834
	週4日目以降	¥3,280	¥328	¥656	¥984
訪問看護基本療養費(Ⅱ) (同一建物居住者)(1日につき) (准看護師による場合)	週3日まで	¥2,530	¥253	¥506	¥759
	週4日目以降	¥3,030	¥303	¥606	¥909
緩和・褥瘡・人工肛門・人工膀胱ケアの専門看護師(月1回を限度)		¥12,850	¥1,285	¥2,570	¥3,855
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合		¥2,780	¥278	¥556	¥834

* 在宅療養に備えた外泊時(入院中に1回、厚生労働大臣が定める疾病は入院中2回)

訪問看護基本療養費(Ⅲ)	¥8,500	¥850	¥1,700	¥2,550
--------------	--------	------	--------	--------

* 訪問看護管理療養費

訪問看護管理療養費 (1日につき)	月の初日	¥7,670	¥767	¥1,534	¥2,301
	2日目以降	¥2,500	¥250	¥500	¥750

* 加算

早朝・夜間加算	(6時～8時、18時～22時)	¥2,100	¥210	¥420	¥630
深夜加算	(22時～6時)	¥4,200	¥420	¥840	¥1,260
難病等複数回訪問加算 (1日2回の訪問)	同一建物内1人	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	同一建物内2人	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	同一建物内3人以上	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200
難病等複数回訪問加算 (1日3回以上の訪問)	同一建物内1人	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
	同一建物内2人	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
	同一建物内3人以上	¥7,200	¥720	¥1,440	¥2,160
長時間訪問看護加算 *1	週1回まで	¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560
複数名訪問看護加算 (看護師との同行:週1回まで)	同一建物内1人	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	同一建物内2人	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	同一建物内3人以上	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200

* 別に厚生労働大臣が定める場合(別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、および特別訪問看護指示期間中の場合)に限る

複数名訪問看護加算 (准看護師との同行:週1回まで) *別に厚生労働大臣が定める場合(別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、および特別訪問看護指示期間中の場合)に限る	同一建物内1人	¥3,800	¥380	¥760	¥1,140
	同一建物内2人	¥3,800	¥380	¥760	¥1,140
	同一建物内3人以上	¥3,400	¥340	¥680	¥1,020
複数名訪問看護加算 (看護補助者との同行:週3回まで) *別に厚生労働大臣が定める場合を除く	同一建物内1人	¥3,000	¥300	¥600	¥900
	同一建物内2人	¥3,000	¥300	¥600	¥900
	同一建物内3人以上	¥2,700	¥270	¥540	¥810
複数名訪問看護加算 (看護補助者との同行:1日1回まで) *別に厚生労働大臣が定める場合(別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、および特別訪問看護指示期間中の場合)に限る	同一建物内1人	¥3,000	¥300	¥600	¥900
	同一建物内2人	¥3,000	¥300	¥600	¥900
	同一建物内3人以上	¥2,700	¥270	¥540	¥810
複数名訪問看護加算 (看護補助者との同行:1日2回まで) *別に厚生労働大臣が定める場合(別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、および特別訪問看護指示期間中の場合)に限る	同一建物内1人	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
	同一建物内2人	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
	同一建物内3人以上	¥5,400	¥540	¥1,080	¥1,620
複数名訪問看護加算 (看護補助者との同行:1日3回まで) *別に厚生労働大臣が定める場合(別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、および特別訪問看護指示期間中の場合)に限る	同一建物内1人	¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000
	同一建物内2人	¥10,000	¥1,000	¥2,000	¥3,000
	同一建物内3人以上	¥9,000	¥900	¥1,800	¥2,700
緊急訪問看護加算	月14日目まで	¥2,650	¥265	¥530	¥795
	月15日目以降	¥2,000	¥200	¥400	¥600
訪問看護ペースアップ評価料(Ⅰ) 訪看護ステーションに勤務する医療従事者の賃金改善を実施している場合に算定	月1回	¥780	¥78	¥156	¥234

令和7年1月1日改定

*1 特別な管理を必要とする方(*1、*2)、特別訪問看護指示を受けている方に対して、1回の時間が90分を超える訪問看護を行った場合、週1回に限り算定致します。

◇精神科訪問看護にかかる基本料金明細(保健師、看護師、准看護師、作業療法士又は言語聴覚士による場合:精神障害を有するものに対する看護について相当の経験を有するものに限る)

		金額	基本利用料(利用者負担金)		
			1割負担	2割負担	3割負担
精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ) (1日につき) (保健師、看護師、作業療法士による訪問)	週3日まで (30分以上)	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
	週4日目以降 (30分以上)	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
	週3日まで (30分未満)	¥4,250	¥425	¥850	¥1,275
	週4日目以降 (30分未満)	¥5,100	¥510	¥1,020	¥1,530
精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ) (1日につき) (准看護師による訪問)	週3日まで (30分以上)	¥5,050	¥505	¥1,010	¥1,515
	週4日目以降 (30分以上)	¥6,050	¥605	¥1,210	¥1,815
	週3日まで (30分未満)	¥3,870	¥387	¥774	¥1,161
	週4日目以降 (30分未満)	¥4,720	¥472	¥944	¥1,416

* 同一建物内の複数(2人)の利用者に同一日に訪問した場合

精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ) (同一建物居住者) (1日につき) (保健師、看護師、作業療法士による訪問)	週3日まで (30分以上)	¥5,550	¥555	¥1,110	¥1,665
	週4日目以降 (30分以上)	¥6,550	¥655	¥1,310	¥1,965
	週3日まで (30分未満)	¥4,250	¥425	¥850	¥1,275
	週4日目以降 (30分未満)	¥5,100	¥510	¥1,020	¥1,530

精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ) (同一建物居住者) (1日につき) (准看護師による訪問)	週3日まで (30分以上)	¥5,050	¥505	¥1,010	¥1,515
	週4日目以降 (30分以上)	¥6,050	¥605	¥1,210	¥1,815
	週3日まで (30分未満)	¥3,870	¥387	¥774	¥1,161
	週4日目以降 (30分未満)	¥4,720	¥472	¥944	¥1,416

* 同一建物内の複数(3人以上)の利用者に同一日に訪問した場合

精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ) (同一建物居住者) (1日につき) (保健師、看護師、作業療法士による訪問)	週3日まで (30分以上)	¥2,780	¥278	¥556	¥834
	週4日目以降 (30分以上)	¥3,280	¥328	¥656	¥984
	週3日まで (30分未満)	¥2,130	¥213	¥426	¥648
	週4日目以降 (30分未満)	¥2,550	¥255	¥510	¥765
精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ) (同一建物居住者) (1日につき) (准看護師による訪問)	週3日まで (30分以上)	¥2,530	¥253	¥506	¥759
	週4日目以降 (30分以上)	¥3,030	¥303	¥606	¥909
	週3日まで (30分未満)	¥1,940	¥194	¥388	¥582
	週4日目以降 (30分未満)	¥2,360	¥236	¥472	¥708

* 訪問看護管理療養費

訪問看護管理療養費 (1日につき)	月の初日	¥7,670	¥767	¥1,534	¥2,301
	2日目以降	¥2,500	¥250	¥500	¥750

* 加算

早朝・夜間加算	(6時～8時、18時～22時)	¥2,100	¥210	¥420	¥630
深夜加算	(22時～6時)	¥4,200	¥420	¥840	¥1,260
精神科複数回訪問加算 (1日2回の訪問)	同一建物内1人	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	同一建物内2人	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	同一建物内3人以上	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200
精神科複数回訪問加算 (1日3回以上の訪問)	同一建物内1人	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
	同一建物内2人	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
	同一建物内3人以上	¥7,200	¥720	¥1,440	¥2,160
長時間精神科訪問看護加算	週1回限り	¥5,200	¥520	¥1,040	¥1,560
複数名精神科訪問看護加算 1日に1回の場合 (保健師または看護師＋他の保健師、 看護師、または作業療法士の訪問)	同一建物内1人	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	同一建物内2人	¥4,500	¥450	¥900	¥1,350
	同一建物内3人以上	¥4,000	¥400	¥800	¥1,200
複数名精神科訪問看護加算 1日に2回の場合 (保健師または看護師＋他の保健師、 看護師、または作業療法士の訪問)	同一建物内1人	¥9,000	¥900	¥1,800	¥2,700
	同一建物内2人	¥9,000	¥900	¥1,800	¥2,700
	同一建物内3人以上	¥8,100	¥810	¥1,620	¥2,430
複数名精神科訪問看護加算 1日に3回の場合 (保健師または看護師＋他の保健師、 看護師、または作業療法士の訪問)	同一建物内1人	¥14,500	¥1,450	¥2,900	¥4,350
	同一建物内2人	¥14,500	¥1,450	¥2,900	¥4,350
	同一建物内3人以上	¥13,000	¥1,300	¥2,600	¥3,900
複数名精神科訪問看護加算 1日に1回の場合 (保健師または看護師＋准看護師の 訪問)	同一建物内1人	¥3,800	¥380	¥760	¥1,140
	同一建物内2人	¥3,800	¥380	¥760	¥1,140
	同一建物内3人以上	¥3,400	¥340	¥680	¥1,020
複数名精神科訪問看護加算 1日に2回の場合 (保健師または看護師＋准看護師の 訪問)	同一建物内1人	¥7,600	¥760	¥1,520	¥2,280
	同一建物内2人	¥7,600	¥760	¥1,520	¥2,280
	同一建物内3人以上	¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040

複数名精神科訪問看護加算 1日に3回の場合 (保健師または看護師＋准看護師の訪問)	同一建物内1人	¥12,400	¥1,240	¥2,480	¥3,720
	同一建物内2人	¥12,400	¥1,240	¥2,480	¥3,720
	同一建物内3人以上	¥11,200	¥1,120	¥2,240	¥3,360

複数名精神科訪問看護加算 週1回(保健師または看護師＋看護補助者または精神保健福祉士の訪問)	同一建物内1人	¥3,000	¥300	¥600	¥900
	同一建物内2人	¥3,000	¥300	¥600	¥900
	同一建物内3人以上	¥2,700	¥270	¥540	¥810
	1日1回に限り加算	¥2,650	¥265	¥530	¥795
精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで	¥2650	¥265	¥530	¥795
	月15日目以降	¥2000	¥200	¥400	¥600

※「精神科訪問看護」の対象者（認知症を除く）

- ・医療保険での算定は、精神科を担当する主治医の「精神科訪問看護指示書」と「精神科訪問看護計画」に基づき訪問看護を行った場合。
- ・原則、週3回まで（退院後、3か月以内の期間は週5日まで可能）

※令和6年6月より医療保険制度改正の為変更あり

◇病状やご希望の契約により下記の料金が加算されます

		金額	基本利用料(利用者負担金)		
			1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	月1回	¥6,800	¥680	¥1,360	¥2,040
特別管理加算	月1回＊1	¥5,000	¥500	¥1,000	¥1,500
	月1回＊2	¥2,500	¥250	¥500	¥750
退院時共同指導加算	月1回(利用者の状態に応じ月2回を限度)	¥8,000	¥800	¥1,600	¥2,400
特別管理指導加算		¥2,000	¥200	¥400	¥600
退院支援指導加算	退院日	¥6,000	¥600	¥1,200	¥1,800
在宅患者連携指導加算	月1回	¥3,000	¥300	¥600	¥900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回	¥2,000	¥200	¥400	¥600
訪問看護情報提供療養費 1	月1回 (市町村等)	¥1,500	¥150	¥300	¥450
訪問看護情報提供療養費 3	月1回 (保険医療機関等)	¥1,500	¥150	¥300	¥450
訪問看護ターミナルケア療養費 1	死亡月	¥ 25,000	¥ 2, 500	¥ 5, 000	¥ 7, 500
訪問看護ターミナルケア療養費 2	死亡月	¥ 10,000	¥1, 000	¥ 2, 000	¥ 3, 000
訪問看護医療 DX 情報活用加算	月1回	¥50	¥5	¥10	¥15

令和6年6月1日改定

- ＊1 在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある方
- ＊2 ①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、在宅人工呼吸指導管理を受けている状態の方
②人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある方
③ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方

◇その他のサービスの加算料金

死後の処置料	死亡日	¥ 20, 000(税込み)
--------	-----	----------------

◇保険種別の負担割合

後期高齢者(75歳以上)		1割、現役並み所得者の方は3割	
社会保険	国民健康保険	高齢受給者 (70～74歳)	2割、現役並み所得者の方は3割
		一般 (70歳未満)	3割(6歳未満は2割)

◇負担割合

- ・70歳以上の方

平成30年8月診療分～

	適用区分	負担割合	外来のみ (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み所得	Ⅲ 課税所得 690万円以上	3割	252,600 円 +(医療費-842,000 円)×1% <多数回 140,100 円※2>	
	Ⅱ 課税所得 380万円以上	3割	167,400 円 +(医療費-558,000 円)×1% <多数回 93,000 円※2>	
	Ⅰ 課税所得 145万円以上	3割	80,100 円 +(医療費-267,000 円)×1% <多数回 44,400 円※2>	
一般	課税所得 145万円未満 の方※1	1割	18,000 円 (年間の上限は 144,000 円)	57,600 円 <多数回 44,400 円※2>
住民税非課税	Ⅱ 住民非課税 世帯※3	1割	8,000 円	24,600 円
	Ⅰ 住民非課税 世帯(年金収入 80万円以下 など)	1割		15,000 円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※3 住民税非課税世帯の方については、従来どおり、限度額適用・標準負担額減額認定証を発行します。

7. サービスに関する苦情窓口

- (1) 当事業所が行う訪問看護サービスについてのご相談・苦情については以下の相談窓口で承ります。

事業所	つぐみ訪問看護ステーション（指定番号：2760890539）
管理者	吉岡 睦美
住 所	大阪市東住吉区照ヶ丘矢田一丁目 10-2
連絡先	電話：070-3234-2077 FAX：06-6777-9929

- (2) 当事業所以外に、市役所、区役所の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

① 健康医療部 保健医療室保健医療企画課 医事グループ

住 所：大阪府大阪市中心区大手前 2 丁目府庁別館 1 階

電話番号：06-6941-0351 内線 5009

② 大阪市保健所 東住吉区保健福祉センター

住 所：大阪府大阪市東住吉区東田辺 1 丁目 13-4

電話番号：06-4399-9986（代表）

8. 緊急時および事故発生時の対応方法

- (1) 緊急時および事故発生時にあたっては、緊急対応のうえ利用者の主治医へ連絡し医師の指示に従います。また登録されている緊急連絡先に連絡いたします。
- (2) 当事業者の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を認められる損害賠償については速やかに対応します。

9. 秘密の保持

当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は硬く秘密を保持します。従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。

10. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いは致しかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は老人保健法上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されていますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

前述の契約を証するため、本書二通を作成し利用者、事業者が署名押印の上、各一通保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

ご利用者	私は、本書面の重要事項、利用料金等についてつぐみ訪問看護ステーションより説明を受け、この内容を確認しました。			
	住所			
	氏名	印		
	電話番号		FAX	

代理人	本人との関係		署名代行の理由	
	住所	〒 ー		
	氏名	印		
	電話番号			

事業者	当事業者は、指定訪問看護事業者として、本書面に基づき以上の重要事項、利用料金等についての説明を行いました。			
	所在地	〒546-0021 大阪市東住吉区照ヶ丘矢田一丁目 10-2		
	電話番号	06-6777-1334	FAX	06-6777-9929
	名称	一般社団法人 つぐみ		
	代表者	代表理事 沼津 博樹 印		
	事業所名	つぐみ訪問看護ステーション		
	事業所所在地	〒546-0021 大阪市東住吉区照ヶ丘矢田一丁目 10-2		
	事業所連絡先	06-6777-1334	FAX	06-6777-9929
	説明者	吉岡 睦美 印		

同意書

☐ 緊急訪問看護加算

☐ 精神科緊急訪問看護加算

☐ 24 時間対応体制加算

24 時間対応体制加算は、必要時の緊急訪問に加えて、営業時間外における利用者様やご家族への指導等による日々の状況の適切な管理といった対応やその体制整備がある場合、また、利用者様の同意を得られた場合、算定するものになります。

☐ 訪問看護ターミナルケア療養費

在宅（施設）で死亡した利用者に対して、その主治医の指示により、死亡日および死亡日 14 日以内に、2 回以上指定訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者様およびご家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に算定するものになります。

☐ 訪問看護ベースアップ評価料

訪問看護ステーションにおいて、勤務する看護職員その他の医療関係職種の賃金の改善を実施した場合に算定するものになります。

私は、上記の訪問看護加算について同意します。

令和 年 月 日

【利用者】

住所

氏名

【署名代行者】

住所

氏名 (続柄)

同意書

(訪問看護の情報提供書)

私は、貴訪問看護ステーションからの訪問看護の情報提供書を、保健福祉局、保健所、保健管理課、保険医療機関等へ提供することに同意します。

令和 年 月 日

つぐみ訪問看護ステーション

管理者 吉岡 睦美

【利用者】

住所

氏名

【署名代行者】

住所

氏名

訪問看護重要事項説明書

(介護保険)

利用者：_____様

事業者：一般社団法人 つぐみ

事業所：つぐみ訪問看護ステーション

牧野 信之 様（又は御家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年大阪市条例第 26 号）」の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	一般社団法人 つぐみ
代表者氏名	代表理事 沼津 博樹
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪市東住吉区照ヶ丘矢田一丁目 10-2 TEL: 06-6777-1334 FAX:06-6777-9929
法人設立年月日	平成 30 年 9 月 7 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	つぐみ訪問看護ステーション
介護保険指定 事業所番号	大阪市指定 2760890539 号
事業所所在地	大阪市東住吉区照ヶ丘矢田一丁目 10-2
連絡先 相談担当者名	TEL: 06-6777-1334 FAX: 06-6777-9929 管理者: 吉岡 睦美 緊急連絡先 吉岡携帯 070-3234-2077
事業所の通常の 事業の実施地域	大阪府全域

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とします。
運営の方針	利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮し療養生活を支援して心身機能の維持回復を図ります。また要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう目標を設定し計画的に訪問看護を行い、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者等との連携に努め、指定訪問看護提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援者等へ情報の提供を行うものとします。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～日曜日
定休日	なし
営業時間	9～18 時

※上記の営業日、営業時間のほか、電話・携帯により 24 時間常時連絡が可能な体制となっています。

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	1年 365日
サービス提供時間	1日 24時間

(5) 事業所の職員体制

管理者	正看護師 吉岡 睦美
-----	------------

職	資格	人員	常勤	非常勤
管理者	正看護師	1名	1名	
看護師	正看護師	31名	4名	27名
理学療法士	理学療法士	0名	0名	0名
作業療法士	作業療法士	0名	0名	0名
言語聴覚士	言語聴覚士	0名	0名	0名
事務員		0名	0名	0名

職	職務内容	
管理者	1 主治の意思の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を順守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画書の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤 4名
看護職員（看護師・准看護師）	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）のサービス提供をします。 2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。	常勤 4名 非常勤 27名
事務職員	1 介護給付等の請求事務及び通信連絡事項等を行います。 代行：看護管理者・経理事務	常勤 名 非常勤 0名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事及び排泄等日常生活の世話 ④褥瘡の予防・処置 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア ⑦認知症患者の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理 ⑩その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥
- ⑦
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

提供するサービス利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

※指定訪問看護ステーションの場合

サービス提供時間帯 サービス提供時間数	20 分未満 (314 単位)		30 分未満 (471 単位)		30 分以上 1 時間 未 満 (823 単 位)		1 時間以上 1 時間 30 分未満 (1,128 単 位)	
	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
昼間 (8 時～18 時) (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	3,140 円	314 円	4,710 円	471 円	8,230 円	823 円	11,280 円	1,128 円
	2,817 円	282 円	4,230 円	423 円	7,389 円	739 円	10,120 円	1,012 円
早朝・夜間 (6 時～8 時、18 時～22 時) 「100/25 加算」 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	3,925 円	393 円	5,888 円	588 円	10,263 円	1,026 円	14,063 円	1,406 円
	3,521 円	352 円	5,287 円	529 円	9,237 円	924 円	12,657 円	1,266 円
深夜 (22 時～6 時) 「100/50 加算」 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	4,710 円	471 円	7,050 円	705 円	12,285 円	1,229 円	16,875 円	1,688 円
	4,225 円	423 円	6,345 円	635 円	11,084 円	1,108 円	15,188 円	1,519 円

※令和 6 年 6 月 より改定

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合

サービス提供回数 サービス提供時間帯	1日に2回までの場合（20分/回） （294単位）		1日に2回を超えて行う場合（20分/回） （265単位）	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間	2,940円	294円	2,650円	265円
早朝・夜間 「100/25加算」	3,663円	367円	3,300円	330円
深夜 「100/50加算」	4,395円	440円	3,960円	396円

※サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1回につき所定単位数の100分の25、深夜の場合は、100分の50に相当する単位が加算されます。

※上記の表は基本料金となっています。1割負担の場合、利用者負担額は下記（4）の等級地一覧の加算率を乗じた金額となります。

（3）等級地一覧

*各事業所所在地に合わせて上記料金表に下記の等級地加算を乗じた料金となります。

当事業所			
市区町村名	級地	加算率	
大阪市	2級地	11.12	
市区町村名	級地	加算率	
門真市	3級地	11.05	

（4）指定訪問看護ステーション サービスの加算料金

加算項目		単位	基本料金	利用者負担額
緊急時訪問看護加算（1月に1回）		600単位	6,000円	600円
特別管理加算（Ⅰ）（1月に1回）		500単位	5,000円	500円
特別管理加算（Ⅱ）（1月に1回）		250単位	2,500円	250円
ターミナルケア加算（死亡月に1回）		2500単位	25,000円	2,500円
初回加算（初回のみ）	退院（所）した当日訪問	350単位	3,500円	350円
	退院（所）した翌日以降に訪問	300単位	3,000円	300円
退院時共同指導加算（1回あたり）		600単位	6,000円	600円
複数名訪問看護加算（Ⅰ） （1回につき）	所要時間30分未満の場合	254単位	2,540円	254円
	所要時間30分以上の場合	402単位	4,020円	402円
複数名訪問看護加算（Ⅱ） （1回につき）	所要時間30分未満の場合	201単位	2,010円	201円
	所要時間30分以上の場合	317単位	3,170円	317円
長時間訪問看護加算（1回あたり）		300単位	3,000円	300円
専門管理加算（新設）		250単位	2,500円	250円
認知症専門ケア加算		（Ⅰ） 3単位/日	30円	3円
		（Ⅱ） 4単位/日	40円	4円
口腔連携強化加算（新設）		50単位/月	500円	50円
高齢者虐待防止措置未実施減算（新設）		-7単位（日・回）	-70円	-7円
身体拘束廃止未実施減算		1年間経過措置期間		
業務継続計画未実施減算		-7単位（日）	-70円	-7円

令和6年6月より改定、変更

※上記の表は基本料金となっています。

1割負担の場合、利用者負担額は（4）の等級地一覧の加算率を乗じた金額となります。

※緊急時訪問看護加算は、利用者・家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合

に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問を行うことができる体制にある訪問看護ステーションが、計画的に訪問することとなっていない緊急の訪問を行う体制にある場合、加算の他に所定の単位数を算定する旨を利用者に説明し、同意を得た場合に加算します。

※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。→次ページのかっこ内に記載しています。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

※ 特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌^{かんりゅう}流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

※ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。

※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、多系統萎縮症(綿糸体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認め

また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

※ 退院時共同指導加算は、病院、診療所、介護老人保健施設または介護医療院に入院中、または入所中の者が退院または退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、退院時共同指導（利用者またはその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設または介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう）を行った後に、利用者の退院または退所後に利用者に対する初回の指定訪問看護を行った場合に加算を算定します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※ 複数名訪問看護加算は、1人で看護を行うのが困難な場合、2人の看護師等または1人の看護師等と1人の看護補助者で看護を行った場合に加算を算定します。①利用者の身体的理由により、1人の訪問看護が困難であると認められる場合②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合は加算を算定します。

※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行い、通算1時間30分以上の訪問看護を行う場合に加算を算定します。

※ 専門管理加算は、緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱に係る専門の研修を受けた看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算を算定します。

※ 認知症専門ケア加算（Ⅰ）

- ア. 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が利用者の2分の1以上
- イ. 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に当該対象者の数が19を越えて10又は半数を増すごとに1を加えて得た数以上配置
- ウ. 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- エ. 当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催

認知症専門ケア（Ⅱ）

- ア. 認知症専門ケア加算（Ⅰ）のイ・エの要件を満たすこと
- イ. 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上
- ウ. 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合
- エ. 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアに指導等を実施
- オ. 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、研修を実施旗は実施を予定

※ 口腔連携強化加算

- ア. 事業所の従業員が口腔の健康状態の評価を実施した場合、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し当該評価の結果を情報提供した場合に 1 月に 1 回に限り加算する
- イ. 利用者の口腔の健康増進に係る評価を行うにあたって、診療報酬の歯科点数表区分番号 C000 に掲げる歯科訪問診療の算定実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること

※ 高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するために以下の措置が講じられていない場合に減算

- ア. 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底すること
- イ. 虐待防止の為の指針を整備すること
- ウ. 従業者に対し、虐待防止の為の研修を定期的実施すること
- エ. 上記措置を適切に実施する為の担当者を置くこと

※ 身体的拘束廃止未実施減算

- ア. 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急の場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこと
- イ. 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急ややむを得ない理由を記録しなければならないこと

※ 業務継続計画未実施減算（令和 7 年 3 月 31 日までの間は減算しない）

- ア. 感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- イ. 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

※ 当事業所と同一建物若しくは同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の 90/100 となります。また、一月当たりの利用者が 50 人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は 85/100 となります。

同一の敷地内若しくは隣接する建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものをいいます。

同一の建物に 20 人以上居住する建物とは、前記に該当するもの以外で当事業所の利用者が 20 人以上居住する建物を言います。

（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅に限る。）

※（利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいった

んお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

(5) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合でも、運営規定の定めに基づき、交通費の実費を請求いたしません。
③死後の処置料	利用者または家族が希望される場合に請求いたします。 死後の処置料は、20,000 円とする。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 （介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 20 日までに利用者宛にお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額 （介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供後の請求書に同封されております、利用明細書と内容を照合のうえ、請求書記載の期日までに、事業者指定の支払い方法によりお支払い下さい。 イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3カ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名	吉岡 睦美
	イ 連絡先電話番号	070-3234-2077
	同ファックス番号	06-6777-9929
	ウ 受付日及び受付時間	平日 9：00～18：00

※ 担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明致します。

(2) サービスの終了

①ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の30日前までに、文書でお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月前までに、文書で通知いたします。

③自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します。）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が非該当〔自立〕と認定された場合
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約する事ができます。
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④契約解除

- ・当事業所が、正当な理由無くサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合
- ・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。
- ・契約者、及び、契約者の三親等内の親族と代理人兼保証人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条6号に規定する暴力団員であることが判明したとき。
- ・契約者、及び、契約者の三親等内の親族と代理人兼保証人が暴力団、暴力団員、若しくは反社会的団体と密接な関係があると認められる場合。

⑤その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我等で健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合はサービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行い

ます。

- ・ご利用者様に他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合は、速やかに申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

(3) サービスの提供にあたって

- ①サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- ②利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとし
ます。
- ③利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認くださいようお願いします
- ④サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- ⑤看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じ

ます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 吉岡 睦美
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

保険会社名	全国訪問看護事業協会
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
保障の概要	身体障害、財物損壊、人格権侵害 管理受託物、初期対応費用、 被害者治療費等

12 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記し
た書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容等をサービス提供の記録として作成します。
- (2) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の複写物の交付を請求することができます。

16 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 訪問看護計画を作成する者

氏 名 吉岡 睦美 (連絡先：070-3234-2077)

(2) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険適用の有無（有の○）	利用料（円）	利用者負担額（円）
月		体温・脈拍・血圧・酸素飽和度の測定			
火		栄養状態の評価と対応			
水		全身状態の観察、皮膚の観察			
木		筋力低下予防			
金					
土					
日					
1 週当たりの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額				円	円

(3) その他の費用

① 交通費の有無	無し
② 死後の処置料	20,000 円（希望者のみ）

(4) 1 か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用

用の合計）の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から 1 ヶ月以内とします。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業所の窓口】のとおり)

(2) 当事業所の苦情相談窓口

事業所	つぐみ訪問看護ステーション (指定番号：2760890539)
管理者	吉岡 睦美
住 所	大阪市東住吉区照ヶ丘矢田一丁目 10-2
連絡先	電話：06-6777-1334 FAX：06-6777-9929 携帯：070-3234-2077

(3) その他 (市区町村の相談・苦情窓口)

①介護保険に関する苦情相談窓口

【大阪市福祉局高齢施策部介護保険課】(指定・指導グループ)

住所：大阪市中央区船場中央 3 丁目 1 番 7-331

電話：06-6241-6310

(開庁・受付時間：月曜日～金曜日、9：00～17：30)

FAX：06-6241-6608

②公的団体の窓口

【大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室 介護保険課】

住所：大阪市中央区常盤町 1 丁目 3 番 8 号中央大通 FN ビル内

電話：06-6949-5397

(受付時間：月曜日～金曜日、9：00～17：00)

介護サービスに関する苦情相談窓口

介護事業所、介護施設への苦情を受け付けてもらえます

介護保険証の表に記載してある保険者の市区町村の苦情相談窓口にご相談下さい

大阪市	所在地	電話番号
☐ 北区	〒530-8401 大阪市北区扇町 2 丁目 1 番 27 号 (北区役所 3 階)	06-6313-9859
☐ 都島区	〒534-8501 大阪市都島区中野町 2 丁目 16 番 20 号 (都島区役所 2 階)	06-6882-9859
☐ 福島区	〒553-8501 大阪市福島区大開 1 丁目 8 番 1 号 (福島区役所 2 階)	06-6464-9859
☐ 此花区	〒554-8501 大阪市此花区春日出北 1 丁目 8 番 4 号 (此花区役所 1 階)	06-6466-9859

☐ 中央区	〒541-8518 大阪市中央区久太郎町1丁目2番27号（中央区役所4階）	06-6267-9859
☐ 西区	〒550-8501 大阪市西区新町4丁目5番14号（西区役所3階）	06-6532-9859
☐ 港区	〒552-8510 大阪市港区市岡1丁目15番25号（港区役所3階）	06-6576-9859
☐ 大正区	〒551-8501 大阪市大正区千島2丁目7番95号（大正区役所3階）	06-4394-9859
☐ 天王寺区	〒543-8501 大阪市天王寺区真法院町20番33号（天王寺区役所2階）	06-6774-9859
☐ 浪速区	〒556-8501 大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号（浪速区役所3階）	06-6647-9859
☐ 西淀川区	〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号（西淀川区役所2階）	06-6478-9859
☐ 淀川区	〒532-8501 大阪市淀川区十三東2丁目3番3号（淀川区役所3階）	06-6308-9859
☐ 東淀川区	〒533-8501 大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号（東淀川区役所2階）	06-4809-9859
☐ 東成区	〒537-8501 大阪市東成区大今里西2丁目8番4号（東成区役所2階）	06-6977-9859
☐ 生野区	〒544-8501 大阪市生野区勝山南3丁目1番19号（生野区役所2階）	06-6715-9859
☐ 旭区	〒535-8501 大阪市旭区大宮1丁目1番17号（旭区役所2階）	06-6957-9859
☐ 城東区	〒536-8510 大阪市城東区中央3丁目5番45号（城東区役所1階）	06-6930-9859
☐ 鶴見区	〒538-8510 大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号（鶴見区役所1階）	06-6915-9859
☐ 阿倍野区	〒545-8501 大阪市阿倍野区文の里1丁目1番40号（阿倍野区役所1階）	06-6622-9859
☐ 住之江区	〒559-8601 大阪市住之江区御崎3丁目1番17号（住之江区役所1階）	06-6682-9859
☐ 住吉区	〒558-8501 大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号（住吉区役所2階）	06-6694-9859
☐ 東住吉区	〒546-8501 大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号	06-4399-9859
☐ 平野区	〒547-8580 大阪市平野区背戸口3丁目8番19号（平野区役所3階）	06-4302-9859
☐ 西成区	〒557-8501 大阪市西成区岸里1丁目5番20号（西成区役所5階）	06-6659-9859
大阪府	所在地	電話番号
☐ 大阪府	〒540-0028 大阪市中央区常磐町1丁目3番8号 中央大通 FN ビル内	06-6949-5418
	介護保険室 介護保険課	
堺市	所在地	電話番号
☐ 堺市	堺市堺区南瓦町3番1号(堺市役所本館7F)	072-228-7513
	健康福祉局長寿社会部介護保険課	

19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（（平成 25 年大阪市条例第 26 号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪市東住吉区照ヶ丘矢田一丁目 10-2	
	法人名	一般社団法人 つぐみ	
	代表者名	代表理事 沼津 博樹	印
	事業所名	つぐみ訪問看護ステーション 大阪市指定 2760890539（号）	
	説明者氏名	吉岡 睦美	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

